

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年 5月31日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付 すべき関係書類	実績報告書に添付 すべき関係書類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘要
<p>道内航空需要創出広域連携事業費補助金</p> <p>航空需要の創出のため、空港の利用促進に向けた取組について、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>道内空港が所在する地域において当該空港の利用促進を行う市町村及び経済団体等で構成された協議会等市町村</p>	<p>航空会社の参画並びに利尻空港、礼文空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港及び丘珠空港（以下「民間委託外空港」という。）との連携を条件に実施する利用促進事業（航空機利用の促進に向けた取組等）又は地域振興事業（就航都市等と連携した取組等）に要する経費</p>	<p>2分の1以内とする。ただし、一の民間委託外空港を対象に実施する事業については、上限額を100万円とし、一の道内空港と連携して実施する事業については、上限額を150万円とし、二以上の道内空港と連携して実施する事業については、連携する空港数に応じて、一空港につき50万円を前号の上限額に加算する。ただし、補助金の合計額の上限は400万円とする。</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		

- 注1 また書及び「補助金等の交付に関する権限の委任」欄は、補助金等の交付の決定等に関して知事の権限を委任する事務又は事業がある場合に記載することとし、「補助金等の交付に関する権限の委任」欄には受任者の職を記載すること。
- 2 補助金等の額の算定に当たり、寄附金その他の収入金を控除する必要があるときは、「補助率等」欄に、「寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。」と記載すること。
- 3 交付申請書の提出期限は、原則、具体の日付を記載すること。
- 4 「摘要」欄には、書類の経由その他の必要な事項を記載すること。